

●求人受理時の事務費用

求人受理時の事務費用は発生しません

●求人受理後 求人者に求職者を紹介するサービス

【職業紹介サービス】

成功報酬

- ・（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%

- ・（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後 雇用契約期間中（雇用契約期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%

ただし 1 日ごとの就労を紹介する場合には 1 件につき 10,000 円

手数料負担は求人者とします

●求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談 助言サービス

【職業紹介の付加サービス】

※上記職業紹介サービスに加えて より専門的な相談 助言の付加サービスを行う場合

成功報酬

- ・ 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%

手数料負担は求人者とします